

達人Cube「クラウドデスクトップ」利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

- 第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」という。）は、契約者に対し、オンラインサービス「達人Cube®（キューブ）」（以下「達人Cube」という。）の一個別サービスである達人Cube「クラウドデスクトップ」以下「本サービス」という。）について、本規約に基づき提供します。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(本規約等の変更)

- 第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、当社が定める方法により、本規約およびサービス仕様（達人シリーズ（達人Cubeを含む税務申告ソリューションの総称をいい、以下同じ。）のウェブサイトにて定める本サービスの仕様をいい、以下同じ。）を変更することができるものとします。利用料金に関する事項が変更となる場合、電子メール、書面又は達人シリーズのウェブサイト上で周知するものとします。
- 2 前項において、利用料金その他の提供条件は変更後の規約又はサービス仕様によります。
- 3 利用料金以外の事項が変更となる場合、変更後の規約又はサービス仕様は、当社が変更内容を電子メールで送信又は達人シリーズのウェブサイト上に掲示した時点から効力を有するものとします。

(当社からの通知)

- 第3条 当社は、電子メール、書面又は達人シリーズのウェブサイトへの掲示その他当社が適当と判断する方法・範囲で、契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項を通知するものとします。
- 2 前項に定める通知は、当社が当該通知の内容を電子メールで送信又は本サービスのウェブサイトに掲示した時点から効力を有するものとします。また、前項に定める通知を郵送により実施した場合には、当該通知が契約者に到達した時点から効力を有するものとします。

(本サービスの内容)

- 第4条 本サービスの種類、具体的な内容及び提供条件は、達人シリーズのウェブサイトにて定めるものとします。
- 2 本規約とサービス仕様に矛盾が生じた場合は、本規約を優先するものとします。但し、本規約、サービス仕様に別に定めのある場合はこの限りではないものとします。
- 3 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 本サービスについて、当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

- 4 次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
 - (4) クラウド移行コンサルティングサービス
 - (5) 本サービスを提供するための電気通信回線提供
 - (6) 個別カスタマイズサービス
 - (7) データ移行サービス
 - (8) 本サービスの利用にあたり、お客様にて準備が必要となるソフトウェアのライセンス
 - (9) その他サービス（調査、検証、要件定義、設計、導入、展開・移行等）

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 利用契約
本規約に基づき本サービスを利用するための契約
- (2) 利用契約等
本規約及び利用契約
- (3) 達人 Cube 利用規約
当社の達人シリーズのウェブサイトに掲載する、達人 Cube の利用規約
- (4) 契約者
当社と利用契約を締結した方
- (5) 契約者等
契約者及び認定利用者
- (6) 個人情報
本サービスの提供に際して知り得た契約者等に関する情報であって、以下の各号のいずれにも該当するもの
 - ① 「個人情報の保護に関する法律」第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体
 - ② 法令、契約等に従い、契約者及び当社が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、契約者及び当社が相手方に取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したもの
- (7) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置する契約者等の資産のコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (8) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置する当社資産のコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (9) 消費税等
消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

- (10) ログインユーザID
契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) ログインパスワード
ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (12) クライアント証明書
契約者が本サービスの利用にあたり、利用可能なコンピュータを特定するための電子証明書
- (13) 証明書パスワード
契約者がクライアント証明書をインストールする際に必要な符号
- (14) データセンタ
本サービスを提供するにあたり、本サービス用設備を設置する場所及び本サービスの提供を可能とするための電源設備、空調設備等のファシリティ環境
- (15) 認定利用者
契約者の申請により、当社が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した方

第2章 契約等

(利用契約の締結等)

- 第6条 本サービスを利用しようとする方は、サービスごとに当社と利用契約を締結するものとします。
- 2 利用契約は、達人 Cube 利用規約第9条(利用契約の締結等)にかかわらず、本サービスを利用しようとする方が、その名称、所在地その他当社が定める事項（以下「登録内容」という。）を記載した当社所定の「「達人 Cube」有料オプション（クラウドデスクトップ）注文書」（以下「利用申込書」という。）を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。本規約と利用契約の規定が異なるときは、利用契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。
 - 3 当社は、前項の利用申込みに関して、本サービスの利用申込者の登録内容の確認のため、当社が必要とする資料の提出を求めることができます。
 - 4 利用申込者は、本サービスの利用申し込みにあたり当社に提出していただく資料に第30条（個人情報）に定める個人情報が含まれる場合には、当社に当該個人情報を提供することについて、その本人の同意を得るものとします。
 - 5 利用契約の内容を変更する場合（本項の「変更」とは全VMの削除以外の変更を指し、全VMの削除は第33条（契約者からの利用契約の解除）の解除に該当するものとする。以下同じ。）であって当社が必要と判断するときは、契約者に当社と利用変更契約を締結していただきます。
 - 6 利用変更契約は、達人 Cube 利用規約第9条(利用契約の締結等)にかかわらず、契

約者が利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本規約及びサービス仕様の文脈上必要な限り、利用契約には利用変更契約を含んで解釈されるものとします。

7 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。

- (1) 当社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に違反したことを理由として当該契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他、当社が不相当と判断したとき

8 本条文中に定める利用契約及び利用変更契約について、当社が各月の23日から翌月（以下、当該「翌月」を「契約月」という。）7日までに利用申込書を契約者より受領した場合、当該契約内容の反映は、契約月下旬の当社が決定する日までに行われ、当該契約にかかる料金は契約月の翌月1日より適用されるものとします。また、当社が各月の8日から22日までの期間に利用申込書を契約者より受領した場合、当該契約内容の反映は、当該申込書受領月の翌月上旬の当社が決定する日までに行われ、当該契約にかかる料金は当該申込書受領月の翌々月1日より適用されるものとします。ただし、VM 削除、オプション減少に関する利用変更の料金は、当社が各月の8日から22日までの期間に利用申込書を契約者より受領した場合であっても、当該申込書受領月の翌月1日より適用されるものとします。

（利用責任者）

第7条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。なお、利用責任者は契約者の従業員に限られるものとします。

2 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

（認定利用者による利用）

第8条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金及びその消費税相当額のうち、認定利用者が利用した部分についても、当社に対して支払義務を負うものとします。

（権利義務譲渡の禁止）

第9条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービスに関する契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第3章 権利の帰属

(所有権等)

第10条 本サービスにおいて当社が提供するウェブサイト等のコンテンツ、画面デザイン、マニュアルその他一切の著作物等の所有権及び著作権は、当社又は当社が定める者に帰属するものとします。契約者は、本サービスに関する所有権及び知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第4章 運用管理

当社は本サービスの提供に必要なデータセンタ等の設備の運用及び保守業務を行います。本章では、その場合に適用される条件を以下に定めます。

(運用・保守の内容)

- 第11条 当社は善良なる管理者の注意をもって運用及び保守業務を実施するものとし、別途利用契約等に定めがある場合を除き、当社の責任は当該注意義務の範囲に限られるものとします。
- 2 運用及び保守業務により必ず有効な解決策が得られることを当社が保証するものではないことを契約者は了承するものとします。
 - 3 契約者は、当社が実施する運用及び保守業務が通信回線の障害等による不可抗力により、実施の遅延もしくは実施できない場合があることを了承するものとします。
 - 4 本条文に定める運用及び保守業務の料金は、個別見積りとなります。

第5章 提供条件等

(サービスの提供場所)

第12条 本サービスの提供は、当社の運営するデータセンタ（以下「当社データセンタ」という。）にて行います。

(達人 Cube 利用規約への同意)

第13条 本サービスの利用は、本規約の他、達人 Cube 利用規約への同意を前提とし、第6条（利用契約の締結等）記載の利用契約の締結をもって、本サービスを利用しようとする方による達人 Cube 利用規約への同意があったものとみなします。なお、本規約と達人 Cube 利用規約の規定が異なるときは、本規約の規定が達人 Cube 利用規約に優先して適用されるものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

- 第14条 当社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備の故障等により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) 契約者等が当社又は第三者の業務に重大な影響を与え、又は、そのおそれがあるとき
 - (5) 契約者の要請により、本サービス用設備の負荷テスト等をおこなう場合
- 2 当社は、前項に定める他、本サービス用設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 当社は、契約者が第25条第1項各号（禁止行為）のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 当社は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者等又は第三者（他の契約者を含む。以下同じ。）が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（利用期間）

第15条 本サービスの利用期間は、当社が本サービスの利用のための設定を行った日から契約者が第33条（契約者からの利用契約の解除）に定める手続きに従い契約を解約するまで存続するものとします。

（最低利用期間）

第16条 本サービスの最短利用期間は、利用期間の開始日から起算して3か月とします。

2 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第33条（契約者からの利用契約の解除）に従うことに加え、当社が定める期限までに、利用期間の開始日から3か月を経過した日の属する月の末日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

（ソフトウェアの取扱等）

第17条 契約者は、本サービスに関して当社から提供されるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を次のとおりに取り扱うものとします。

- (1) 本サービス（本ソフトウェアの複製物等を含む。以下同じ。）を利用するため以外の目的に使用しないこと
- (2) 当社の事前承諾なく、本ソフトウェアの全部又は一部をインストール、複製、翻案、翻訳、改変その他これらに類する行為を行わないこと
- (3) 当社の事前承諾なく、本ソフトウェアを第三者に譲渡、使用許諾、販売、貸与、公衆送信等しないこと
- (4) 第三者が権利を有する本ソフトウェアについては、当該第三者との間で契約の締結等、必要な措置を講ずること
- (5) 前項の本ソフトウェアのうち、当社が契約者に対して使用許諾するソフトウェアについては、各使用許諾契約に従って使用すること。ただし、本規約と当該使用許諾契約の規定が異なるときは、本規約の規定が当該使用許諾契約に優先して適用されるものとします。
- (6) 本ソフトウェアの全部又は一部について、リバースエンジニアリングによる解析を行わないこと

(7) 当社が本ソフトウェアに表示した著作権及び商標権表示を削除しないこと

第6章 利用料金

(利用料金の支払)

第18条 本サービスの利用料金（本規約において「利用料金」という。）は、達人Cube利用規約別紙Bの料金表に定めるとおりとします。

2 契約者は本サービスの利用期間開始日から起算して終了日までの期間について、達人Cube利用規約別紙Bの料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合は、第14条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

3 利用期間において、第14条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

4 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(1) 請求書により決済する場合、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

5 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、既に支払われた利用料金等については、契約者に一切返還しないものとします。

7 当社は、次の各号に定める事項を書面で契約者に通知することにより、契約者の承諾なく利用料金を変更できるものとします。

(1) 変更後の料金が適用される期日又は一定期間経過後に料金を変更される場合においてはその期間

(2) 料金を変更する理由

(支払遅延損害金)

第19条 契約者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、当社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、利用料金等に対し年利8.25%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(端数整理)

第20条 利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第7章 契約者の義務

(ログインユーザID・ログインパスワードの管理等)

第21条 本サービスのログインユーザID及びログインパスワード並びにクライアント証明書及び証明書パスワードの扱いについては、達人Cube 利用規約第29条(ログインID及びパスワード)の定めを適用せず、本条文に従うものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用する際、ログインユーザID及びこれに対応するログインパスワード(仮ログインパスワード、正式ログインパスワードその他ログインユーザIDとの組合せにより、個人認証を行うに足る記号を含む。以下同じ。)並びにクライアント証明書及び証明書パスワード等に関し、別途当社が定める手続を実施するものとします。
- 3 契約者は、自己のログインユーザID及びこれに対応するログインパスワード、クライアント証明書及びこれに対応する証明書パスワード並びに個人認証を条件として本サービスを利用する権利を、当社が別途定める場合を除き、他者(認定利用者を除き、以下本項において同じ。)に使用させず、他者と共有せず、あるいは他者に使用許諾しないとともに、自己のログインユーザID及びこれに対応するログインパスワード、クライアント証明書及びこれに対応する証明書パスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
- 4 当社は、契約者のログインユーザID及びこれに対応するログインパスワード、クライアント証明書及びこれに対応する証明書パスワードが他者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のログインユーザID及びこれに対応するログインパスワード並びにクライアント証明書及びこれに対応する証明書パスワードにより行われた本サービスの利用は、全て契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりログインユーザID及びログインパスワード並びにクライアント証明書及びこれに対応する証明書パスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- 5 契約者は、自己の設定したログインパスワード、証明書パスワードを失念した場合は、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 6 契約者は、当社の指示に従い、一定期間毎に定期的にログインパスワードの変更を実施するものとします。なお、このとき契約者が当社の指示に従わなかった場合、当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、契約者に付与したログインユーザIDの使用を停止することができるものとします。

(バックアップ)

第22条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(登録内容の変更通知)

第23条 契約者は、登録内容について変更があったときは、当社の定める期日・方法により遅滞なく当社に通知するものとします。

(機器等の準備)

第24条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態（プロバイダー契約の締結等を含む。）に維持するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続又は本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(禁止行為)

第25条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (4) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
- (5) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (6) 第三者若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (7) 法令違反又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
- (8) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
- (9) 第三者に本サービスを利用させる行為（書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
- (10) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
- (11) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長す

る態様・目的でリンクをはる行為

(16) その他、当社が不適切と判断した行為

- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又は利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

(認定利用者の遵守事項等)

第26条 第8条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上で、本規約により契約者が負うのと同様の義務を遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第38条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第27条 第8条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から5日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) 当社と契約者間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

(情報の提供等)

第28条 当社は、契約者に対して、本サービスの提供にあたり必要な情報の提供等の協力を求めることができるものとし、契約者は正当な理由がない限り当社にこれを提供するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとします。

3 第1項その他理由の如何によらず、契約者が当社に情報を提供しなかったこと又は提供した情報が不正確若しくは最新でなかったために、契約者又は第三者に損害が生じ又は拡大した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8章 機密保持

(機密保持)

第29条 契約者及び当社は、本サービスの提供または利用に関する機密情報の扱いについて、達人Cube利用規約第36条(秘密情報の取り扱い)に従うものとします。

(個人情報)

第30条 契約者及び当社は、本サービスの提供または利用に関する個人情報の扱いについて、達人Cube利用規約第37条(個人情報の取り扱い)に従うものとします。

第9章 責任の範囲

(責任の範囲)

第31条 当社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとし、別途利用契約で定めがある場合を除き、当社の責任は当該注意義務の範囲に限られるものとします。なお、当社は本サービスの完全性、正確性、適法性、有効性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本サービスを使用するものとします。

2 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、電気事業者による供給停止措置その他自己の責に帰すことのできない事由(以下「不可抗力」という。)による本サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。

- 3 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
- 4 本サービスの利用によって、認定利用者に損害が発生した場合について、当社は認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとし、

(損害賠償の制限)

第32条 本サービスの提供に関し当社が契約者に対して負う損害賠償責任について、達人Cube利用規約第38条(損害賠償の制限)に従うものとし、

第10章 利用契約の解除

(契約者からの利用契約の解除)

- 第33条 契約者が利用契約を解除しようとするときは、利用申込書を当社に提出するものとし、当社が毎月22日までに利用申込書を契約者より受領した場合、同月の末日をもって、利用契約を解除できるものとし、
- 2 前項の通知に基づく解除の効果は、契約者が利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとし、但し、既に支払われた利用料金等については、本項による解除によっても契約者に一切返還しないものとし、
 - 3 契約者は、前項に定める利用申込書が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、解除希望日までにこれを支払うものとし、なお、利用契約の解約に伴うサービス料金の支払い等の条件については、当社と利用者が協議のうえ決定するものとし、

(提供停止及び当社からの利用契約の解除)

- 第34条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの提供を一時停止又は利用契約を解除することができるものとし、
- (1) 当社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 契約者の振り出した又は裏書した手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があったとき又は租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき又は清算に入ったとき
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) 契約者が本規約に違反し、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず

ならず、なおその期間内に履行しない場合

(9) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合

2 契約者は、前項による利用契約の解除、本サービスの一時停止があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第35条 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとします。

(1) 事前に契約者に通知した場合

(2) 天災地変等不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合

(本サービスの変更)

第36条 当社は、あらかじめ変更内容及び変更時期等を契約者に通知の上、契約者の承諾を得ることなく本サービスの提供条件を変更できるものとします。この場合、契約者は、変更後の提供条件に基づき本サービスを利用するものとします。

(契約終了後の処理)

第37条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物や第29条（機密保持）に定める機密情報を化体した資料等を含む。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後、契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、消去するものとします。当社が、利用契約終了後に契約者に対して負う責任は本項に定めた範囲に限られるものとします。

第11章 その他

(再委託)

第38条 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託することができるものとします。

(報告)

第39条 当社または契約者は、機密情報又は個人情報の漏洩が発生したときには、直ちに相手方に報告し、対応等について契約者と協議をおこなうものとします。

(提供区域・準拠法)

第40条 契約者は以下の地域にて本サービスを利用することができます。

- ・日本
- 2 国外で本サービスを利用する場合、日本国内で住所、所在地などを確認できる契約者のご利用に限ります。
- 3 本規約及び変更規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法（但し抵触法を除く）に準拠するものとします。

（輸出管理）

- 第41条 契約者が本サービスで利用する設備を国外に持ち出す場合、これらに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替及び外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含み得ますが、これらに限られません。）を遵守するものとし、輸出規制に基づき必要な手続きを行うものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用して情報を輸出入する場合も輸出規制を遵守するものとし、
 - 3 契約者は、本サービス及び本サービスで利用する設備を武器の開発・製造に一切使用しないものとします。
 - 4 乙は、認定利用者が本サービス及び本サービスで利用する設備を武器の製造・販売に使用しないよう、本サービスの提供前に認定利用者の事前確認を十分に行うものとし、そのおそれがある認定利用者に対しては本サービスを提供しないものとします。

（管轄裁判所）

- 第42条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

（協議）

- 第43条 利用契約等に定めのない事項その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとします。
- 2 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、有効となるために必要な限度において限定的に解釈されます。

附則

本規約は平成29年9月1日から実施するものとします。